

視 察

高知県警察署留置場視察記

村 上 朝 満

現在、監獄法改正問題の中で、代用監獄がその重要なものの一つとして取り上げられている。警察の留置場が拘置所として代用されている。警察庁は、今の実務を容認・継続し、法的根拠を充足させ、代用監獄としてではなく、本来の拘置場としての実をはかりたい思いがあるようである。後日ふれるように種々の議論が交わされている。このたび、その留置場の一部を見学する機会を得た。

1991年4月23日に、高知県警察本部の留置管理官がお二人で、事前の電話連絡のもとに、高知大学の私の法学研究室を訪れ、高知県に警察署が16署あるが、そのうちの古い方の施設と最新の施設とを見学していただき、警察の留置場（代用監獄として拘置施設となっている場所）の実際を御理解していただけるようにとのお話があった。刑務所（監獄は大正11年に刑務所と名称を改められた）の見学の経験はあるが、警察の留置場の見学は初めてであったので、渡りに舟と承諾した。ただ高知にはもう一人刑事専門の学者がいますので、その方と二人でお願いしたいと申し出て、快諾を得、高知県立短期大学の田中筆教授と私の二人で、土佐署と須崎署の留置場を訪問見学することになった（当時の県警本部長の計らいでもあったようだ）。

高知県警本部警務部留置管理官兼監察官（高知県警視）、と同留置管理官付留置管理係長（高知県警部補）という肩書を持ったお二人であった。留置管理官の方は高知県の16の警察署のほとんどの勤務を経験された、たいへん温和で、よく勉強されている警察官であった。もう一人の方は体格もガッチャリした鳥瞰のきく警察官とお見うけした。

日本刑法学会が5月25、26日に開催され、刑事施設についても研究会がもたれるので、その後に日程を組んで下さるように申し出たところ、心よく調整していただいた。

6月28日午後1時20分に大学へお迎えの車がきた。すでに、田中氏は県立短大から乗

車してきていた。見学を通じての御案内役は、先日訪ねていただいた留置管理官であった。同乗した車中で土佐署の留置場が古く、須崎署のは新しい等の簡単な説明を受けたり、とくに田中氏が警察の留置場については、たいへん暗いことばかりしか聞いていない等の話をし、私も歴史的にみて誤判や再審無罪の事例は留置場内の自白がその原因になることが多かったのではないか等と話しながら仁淀川を渡り、約20分で土佐署に到着した。

警察署に出入した経験の多くない私は少し緊張したが、笑顔を浮べながら、案内されるままに署内に入った。一見、職員が多いなあと感じた。女性も何人か執務していたので、幾分ほっとしたが、建物が古くなっているせいか、やや薄暗い感じを受けた。入って右側の通路を少し行ったドアの奥が留置場であった。中はさらに薄暗かった。担当の警察官が二人いて、留置管理官と共に説明にあたってくれた。一部目隠しになった鉄格子があつて居室は古いが、清潔に整っていた。在監者はいなかった。二つの居室の中を少し覗き、洗面所へ回り、壁の裏へも行ってみた。中庭の運動場兼洗濯物干し場はビルの底にあるような感じで、日光は真屋しか当らないようであるが、身体を動かすには充分な広さがあった。

高知医科大の近くの布師田にある現在の刑務所よりはるかに薄暗く、高知城の西側にあった昔の高知刑務所の居房と同じ程度だったかなあと思った。テレビや映画に出てくる居房より、鉄格子なのに暗い感じがし、昔、ここに入れられたら大へんだったんだろうと思った。

15分ぐらいの時間だったので、さ程の質問もせず、説明をききながらフムフムという感じで見学させてもらった。ラジオや雑誌等は比較的自由に読み聞きできるようであった。ただラジオは少し古い小型のものが居室の前の狭い通路から運動場への入口付近にある机の上に置いてあった。食事は近所の古くからある指定した民間の食堂に委託し、予算が少いのにもかかわらず、それなりにボリュウムもあり、たいへん良いようであるとのことであった。

捜査係と留置係が分離されて（昭和55年）以来、留置事務を重視しているとのことであった。取調べの場合は、署内の天井にカーテンレールがあり、留置場から取調べ室へ行く時、カーテンで仕切って、人目につかないような配慮がなされていた。いつのころからそうになったか聞きそびれたが。留置場には、冷暖房施設は付いていた。なお、居室

内での振舞（例えば、正座、安座、横臥）については聞かなかったが、昔を想像し、居室内の床が土間かコンクリートで、冷暖房もなければ、被拘禁者は、身も心も冷えきつてしまっただろう。また、戦前のことだったら、抑留と厳しい取調べが、少し長びいたら、気の弱い人間は、ウソも含めて、自白するだろうという雰囲気を感じた。留置場内での処遇が本当に改善されても、後学のためにでも、建て直さずに保存してもらいたいと思った。入口の右側に書いてある入所時の注意書を読んだ後、短時間であったが、土佐署を後に須崎署へ向った。

須崎市には旧市内をさけてバイパスが通っている。以前、私が九州へ行くとき、年に何回か通っていたことがあり、たしかボーリング場があったと記憶しているが、その後地に立派な建物が建った。それが須崎警察署である。

玄関に入った瞬間、普通のお役所といった雰囲気であった。署長室へ案内されたが、広々としていて明るく気持ちのいい部屋である。先に到着されていた高知県警察本部警務部長（警視正）と須崎警察署長（高知県警視）のお二人が出迎えて下さった。警務部長は若くて気さくな感じがし、署長は少し緊張しておられた。さっそく、警務部長自ら率先して案内して下さった。

先ず驚いたことに、留置事務室が広々としていて、どこか会社の執務室のような感じだった。そこを通りぬけて場内に入った。少し熱い。警務部長が冷房は入っているかと係官に尋ねていた。そのせいか、私自身の興奮がおさまったのか涼しくなった。もちろん冷暖房完備の施設である。例の目隠しが付いた鉄格子のある4居室があった。説明を聞きながら1号室の中に入ってみた。トイレは水洗でドアの角は物を掛けられないよう円くしてあった。室内はホテルのように光が増減する電灯があり、紐になる可能性のある素材は天井、壁、床等いっさい使用されていない。鉄格子に錠前がなかったら、ベッドはないが病院の入院室より良いと思った。

ビデオカメラも、一般留置室4室のうち2室、女子留置室と少年留置室にそれぞれ1台づつ、切替方式で設置され、モニターができるようになっていて、警務部長の説明によると自殺等を最も注意しているとのことであった。少年や女性用の部屋はより奥に設けられていて、それぞれ、お互いに顔を合わせないようになっている。

風呂場も洗濯場も普通の家庭のものと何ら変りはなかった。運動場も二階ながら明るく広いと感じた。非常口もあり、非常の際には一般道路へ直接に避難ができるようになっ

ている。

また、取調べ室も道路に面していて、壁の色も明るく工夫し、捜査官と取調べられる者（被逮捕者と被拘留者）との関係をよくし、心理的にも圧迫感をいだかせないように気遣いがなされているということだった。ヨッパライ等を保護する部屋は別になっており、ここだけは畳が敷いてあった。心なくも、畳の表はまだ新しいようであったが、被保護者が引き破っていたところがみえた。

同行した田中氏が「ウーム、暗いイメージの留置場の話しばかり聞かされていたので……参ったなあ……ビジネスホテル並みだなあ」という意味のことを口ばしっていた。新しい基準に基づき、新しく作られた施設であり、高知県警の誇りとする（？）留置場だなあと感じた。

外部への護送の際は二階から直接階段があり人目に付くことなく、署の側面に出られ、そのまま護送車に乗れるようになっている。

ここで、現在わが国の代用監獄（警察留置場）について、手許にある資料よりみてみると、「監獄の現在」（日本評論社、1988.11.5発行）の316ページによると次の通りである。

代用監獄（警察留置場）

●留置場および収容定員数

	昭57年12月31日	昭60年4月1日
留置場数	1,232ヶ所	1,242ヶ所
留置定員数	15,486名	16,406名
拘置監数	154ヶ所 ☆	154ヶ所

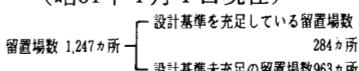
注：このほかに警察本部留置場10ヶ所がある。

☆この欄のみ昭和57年4月1日現在。

●留置場担当職員の配置状況 (昭61年4月1日現在の実員)

留置主任官1,247名	看守専務員5,221名	看守補助者19,708名
-------------	-------------	--------------

●留置場設計基準の充足状況 (昭61年4月1日現在)



●被勾留者、被逮捕者および裕告人の留置状況

	昭50年	昭55年	昭60年
平均留置日数	10.5日	12.1日	15.6日
被勾留者 人員 延日数	99,661名 820,407日	104,506名 921,866日	100,944名 1,114,232日
被逮捕者 人員 延日数	176,035名 326,667日	169,778名 298,860日	162,933名 252,326日
裕告人 人員 延日数	40,046名 805,030日	47,781名 933,712日	55,727名 1,277,610日

注：このほかに被監置者等が収容されているが省略。

●費用償還等概算額と留置場関係予算額 (昭60年度)

①費用償還等概算額 2,148,994,000円	②留置場関係予算額 4,497,215,000円
比率 ①/② 47.78%	

出典：日本弁護士連合会拘禁二法案対策本部「警察庁との意見交換会及び法務省との第二次意見交換会報告」（昭62年7月）54頁。

留置場を見学した後、署長室で資料をいただき、小談をして、須崎署長の説明が始まった。須崎署管内の刑事関係、防犯少年関係、交通関係、留置場使用状況等の詳しいものであった。そのうち（われわれのために用意された）「留置場視察資料」より須崎署の留置場の使用状況をみると次の表の如くである。女性の被収容者もみられる。

留 置 場 使 用 状 況

収容種別			年	被 疑 者				被告人	合計	実収容人員	増減	
				拘 留 前		拘 留 後						
人員区分			別	送致前	送致後	警 察						
				自署	他署	自署	他署	自署	他署			
成 男	実 人 員	元	37					21		12	37	-10
		2	26					18	1	17	27	
	延 人 員	元	55					192		179	426	+92
		2	37					192	19	270	518	
人 女	実 人 員	元	1					1		1	1	+3
		2	4					4		3	4	
	延 人 員	元	2					19		6	27	+34
		2	6					31		24	61	
少 男 年	実 人 員	元	9					2			9	-4
		2	5					2			5	
	延 人 員	元	14					41		55		-31
		2	8					16		24		
合 計	実 人 員	元	47					27		13	47	-11
		2	35					24	1	20	36	
	延 人 員	元	71					252		185	508	+95
		2	51					239	19	294	603	

そして、警務部長の説明に移った。先ず、昨年暮もおせまるころ、迷宮入りかと思われた女子銀行員殺しの行川事件が、1年と10ヶ月目に解決(?)したことの話しから始まり、全国的な犯罪状況の説明や、国際的に比較すれば、凶悪犯や窃盗も含め、わが国の警察は世界一の検挙率を誇り、暴力団やヤクザの取締りにも大いに努力がなされ、極めて治安が良いという説明があった。

以上のような前提のもとに、代用監獄となる警察の留置場は、①捜査機関の近くに拘

置場があり、②取調べ室が完備していて、証拠の保管が保障され、③検察庁（場合によっては裁判所）への護送にも支障がない処にある方がよい。さらに実情として捜査事務が分離した〔昭和55年4月、全国一斉に留置業務を刑事部門から捜査を担当しない総（警）務部門に移管された〕し、また留置場が拘置所より水準が劣らないように新改築をしたり、逐次改善を進めている。国家公安委員会の規則である「被疑者留置規則」を法定化し、刑事施設としての留置施設を拘置所と同等にする。高知県でも5ヶ年計画で、全県設備をみなおし、人材も育成し、教養も高めてゆく等の説明がなされ、若干の質疑応答をして閉会となった。

時刻は4時を少し過ぎていた。日程通り見学を終え、警務部長の見送りの中、帰途についた。車の中で、交通事故や信号、標識等の話しや、警察で捜査官が熱心のあまり行き過ぎはないか、同じ警察官が留置係になったり捜査係になったり任務が代ったとき支障はないか等、種々の話を交したりした。その中で、被疑者・被告人は有罪判決を受けるまでは、無罪の推定を（訴訟法上）されるが、留置場でも一般市民がホテルに泊るような待遇は可能ではないのかの質問に対し、案内して下さった留置管理官は、今のところそこまではどうも、とのことであった。

渡された資料の中から留置場の収容人員（全国、高知県、過去三年間）、及び高知県の警察署別留置場使用状況（昭和61年～平成2年）をみてみると次の通りである。

留置場延収容人員（全国）

年 次	昭 62	昭 63	平 1
被 逮 捕 者	2 6 9, 3 4 9 (7 3 8)	2 4 6, 1 1 3 (6 7 3)	2 0 7, 9 6 2 (5 7 0)
被 勾 留 者	2, 2 0 4, 3 2 8 (6, 0 3 9)	2, 0 6 8, 4 1 1 (5, 6 5 1)	1, 9 0 7, 0 2 8 (5, 2 2 5)
計	2, 4 7 3, 6 7 7 (6, 7 7 7)	2, 3 1 4, 5 2 4 (6, 3 2 4)	2, 1 1 4, 9 9 0 (5, 7 9 5)

() 内は1日平均

留置場延収容人員（高知県）

年 次	昭 63	平 1	平 2
被 逮 捕 者	1, 6 8 6 (4. 6)	1, 3 6 8 (3. 8)	1, 5 8 2 (4. 3)
被 勾 留 者	1 3, 9 4 3 (3 8. 1)	8, 9 1 8 (2 4. 4)	9, 9 6 9 (2 7. 3)
計	1 5, 6 2 9 (4 2. 7)	1 0, 2 8 6 (2 8. 2)	1 1, 5 5 1 (3 1. 6)

() 内は1日平均

署別留置場使用状況（昭和61年～平成2年）

項目	平成2年	平成2年	平成元年	実人員	延人員	使用率	昭和62年	昭和63年	昭和63年	昭和62年	昭和61年	年間平均使用率									
署名	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	実人員	延人員	実人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	年間平均使用率	
高 知	447	4,309	100	389	4,634	100	394	5,899	100	436	6,288	100	466	7,013	100	466	7,013	100	466	7,013	100
高 知 南	201	2,184	98	158	1,892	100	219	3,375	100	243	3,863	100	272	4,410	100	272	4,410	100	272	4,410	100
室 戸	29	299	56	23	124	25	31	287	55	45	639	85	40	285	56	55	285	56	55	285	56
安 芸	41	402	65	28	224	48	66	610	73	70	780	93	34	474	35	63	474	35	63	474	35
赤 間	27	313	57	26	206	41	35	213	46	39	311	53	81	901	91	58	901	91	58	901	91
南 国	72	731	75	71	673	88	121	1,108	98	94	1,526	98	96	1,564	97	91	1,564	97	91	1,564	97
山 田	21	296	45	26	218	33	31	621	92	58	670	80	43	540	65	63	540	65	63	540	65
本 山	20	161	33	11	50	9	13	215	45	20	94	25	13	179	40	30	179	40	30	179	40
伊 野	30	245	44	45	379	65	47	398	62	59	788	92	56	869	92	71	869	92	71	869	92
土 佐	40	533	70	29	208	43	43	363	54	29	443	64	46	471	66	59	471	66	59	471	66
佐 川	21	389	53	21	224	41	14	180	46	22	375	71	17	148	34	49	148	34	49	148	34
須 崎	36	603	68	47	508	72	40	564	92	63	1,518	90	66	1,363	91	82	1,363	91	82	1,363	91
岸 川	19	145	36	8	41	7	14	102	21	22	408	65	22	321	59	38	321	59	38	321	59
中 村	51	479	56	51	564	83	94	1,045	99	81	504	70	75	526	65	75	526	65	75	526	65
清 水	21	140	27	19	69	18	27	173	36	19	160	39	22	240	47	33	240	47	33	240	47
宿 毛	32	322	59	31	272	55	47	478	67	31	325	62	48	272	50	59	272	50	59	272	50
合 計	1,108	11,551		983	10,286		1,236	15,629		1,331	18,692		1,397	19,573							
備 考	1人平均留置日数 10.4日	1人平均留置人員 31.6人	年間平均使用率 58.9%	1人平均留置日数 10.5日	1人平均留置人員 28.2人	年間平均使用率 51.8%	1人平均留置日数 12.6日	1人平均留置人員 42.7人	年間平均使用率 67.8%	1人平均留置日数 14.0日	1人平均留置人員 51.2人	年間平均使用率 74.0%	1人平均留置日數 14.0日	1人平均留置人員 53.6人	年間平均使用率 68.0%	年間平均留置人員 53.6人	年間平均使用率 64.1%	年間平均使用率 64.1%	年間平均使用率 64.1%	年間平均使用率 64.1%	

また、ちなみに平成元年12月末現在の矯正施設を犯罪白書によってみると次のようになっている。

本 所 74	研務所 59 (平成元年10月2日岩国少年研務所が岩国少年研務所 8 研務所に改められ、女子受刑者を収容する拘置所 7 ことになった。)
支 所 117	刑務支所 9 拘置支所 108

平成元年の未決拘禁者は45,585人で、一日平均の未決拘禁者は7,411人（被告人7,285、被疑者126）である。代用監獄（警察の留置場）に拘禁されたものは、国が都道府県へ償還した拘禁費用の実績より算出して一日平均5,179人となっている（前述の警察の資料と若干の誤差があるのは統計資料作成上の誤差である）。

さらに、未決拘禁者（ここでは警察の留置場収容者は含まれない）の処遇は犯罪白書によると近年では次のような説明となっている。

『未決拘禁者の処遇は、受刑者とは異なり、逃走及び証拠隠滅の防止と施設の規律維持が基調となっている。居房は、原則として独居房であり、雑居房に収容される場合でも、同一事件に関係のある者は居房を別にし、居房外においても接触の機会がないように配慮されている。

衣類及び寝具は、自弁が原則であり、糧食や日用品についても、規律及び衛生に害のない限り、かなり広範にわたり自弁が許されている。面会及び通信については、管理上やむを得ない場合を除いては、その相手方・回数に制限はない。特に、弁護人ととの面会については、立会人を付けないこととし、被疑者・被告人としての防御権が保障されている。通信の内容については、検閲が行われる。

図書、雑誌及び新聞については、未決拘禁の目的に反せず、かつ、施設の規律を害するおそれのない限り、閲読が許されている。もとより作業は強制されないが、請願作業が許され、就業者には作業賞与金が支給される。』（但し、平成2年度版では後の2行「もとより～支給される」は記述がない）。

以上、極めて主観的なきらいはあるが備忘と今後の（全国的にも数少ない具体的資料の一部として）参考のために筆をとった。代用監獄は、周知のように問題が多いので後日整理してみたい。

なお、この視察記を書くにあたって、多少の文献を涉獵してみたが、10年前に成文堂から出版された「代用監獄制度と市民の自由」（庭山英雄・五十嵐二葉著1981.7.1）の内容を超えたものには、現在の私の諸般の能力と事情から、お目にかかれなかった。

この視察記の私自身の見学態度自体（一市民として警察全般の研究の中から、留置場の調査・研究が必要であるとの意味から）そもそも問題があり、この視察記の一一行一一行に実はそれぞれ、いろいろの意味で問題が含まれている。

人間が罪を犯すというが、罪という概念が究極的意味で、成立するであろうか。自然界には、すくなくとも無い。社会生活という意味で人間がお互いに作り上げたものではないか。イタイという感覚を自分以外の者に知ってもらうことは不可能であるが、それを人間は他人におしつけようとしているのではないだろうか。自白を強いる理由はどこに存在するのだろうか。真人間になってもらいたいと思うと言うが、おしつけではないだろうか。刑罰を科すことは、ゲームではない。全てが許されるわけではないが、科刑は、極めて慎重でなければならない。司法警察は民事・刑事の分水嶺であり、最も重要な手続（手続的思考は日本人は不なれである）と市民に開かれた民主的警察という意味から、その実務と実体が解明されてよいと思う。